

令和4年第3回

印西市教育委員会定例会会議録

令和4年3月22日（火）

令和4年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和4年3月22日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会

2. 開 議

3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

令和3年度末教職員人事の内申について

日程第 5 議案第2号

印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議案第3号

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第4号

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第 8 議案第5号

印西市立学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第 9 議案第6号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について

日程第10 議案第7号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について

日程第11 議案第8号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について

日程第12 議案第9号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第13 議案第10号

印西市史編さん委員会委員の委嘱について

日程第14 議案第11号

印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

日程第15 議案第12号

令和4年度印西市の教育施策について

日程第16 議案第13号

印西市子ども読書活動推進計画（第四次）について

日程第17 その他

4. 閉 議

## 5. 閉 会

### 教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠	寄
2 番	委 員	寺 田 充	良
3 番	委 員	鈴 木 裕	枝
4 番	委 員	栃 尾 知	子

### 欠席委員(なし)

### 説明のため出席した職員(5名)

教 育 部 長	高 橋	清
学 務 課 長	佐 久 間 庸	夫
指 導 課 長	吉 野 高	明
生涯学習課長	鈴 木 圭	一
教育総務課 課 長 補 佐	五 代 敦	子

### 職務のため出席した職員(2名)

教育総務課 総務係 係長	荒 川 由 弥
教育総務課 総務係 主査補	浅 野 嘉 人

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和4年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課課長補佐、学務課長、指導課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。  
ご了承ください。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第4 議案第1号 令和3年度末教職員人事の内申については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、ご異議ございませんか。

各 委 員  
教 育 長

異議なし

異議なしと認めます。

それでは、日程第4 議案第1号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、日程第17 その他の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各 委 員  
教 育 長

異議なし

異議なしと認めます。

議事日程については、そのようにさせていただきます。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、鈴木委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

2月16日水曜日、令和4年第1回印西市議会定例会が開会されました。会期は3月17日まででございました。

25日金曜日、ライトブルー賞伝達式及び寄贈式が市役所であり、出席をいたしました。以前ご紹介をいたしましたと思いますが、印西市の素話の会、ささのは会様が県のライトブルー賞を受賞しましたので、市長室にて市長から伝達をしていただきました。

3月1日火曜日、第11回市教頭会議が教育センターであり、出席をしてまいりました。

9日水曜日、市校長目標申告最終面接が市役所であり、出席をいたしました。

16日水曜日、市校長会要望書への回答にあたっての会議が、市役所であり、出席をいたしました。

18日金曜日、印西ライオンズクラブからのランドセルカバー贈呈式が市長室であり、同席をいたしました。

19日土曜日、印西市民アカデミー卒業式及び修了証書授与式が文化ホ

ールであり、出席をしてまいりました。

22日火曜日、第6回学校適正配置審議会が市役所で午前中開催されました。

そして、本日、令和4年第3回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

3月28日月曜日、令和3年度末教職員辞令交付式が多古町であり、出席をする予定です。

同日、令和3年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市役所であり、出席をいたします。

31日木曜日、職員派遣辞令交付式が市役所であり、出席をいたします。印西市の職員で、派遣職員の辞令交付式でございます。

また、同日、退職者の辞令交付式が市役所であり、出席をいたします。

4月に入りまして、1日金曜日、人事異動辞令交付式が市役所であり、出席をいたします。

8日金曜日、第1回印教連定例常任委員会が佐倉市であり、出席をいたします。

それに引き続いて、同じ会場で第1回印旛地区教育長会議が開催されます。

11日月曜日、第1回市校長会議が市役所で開催されます。

13日水曜日、第1回市教頭会議が市役所であり、出席をいたします。

14日木曜日、令和4年度千葉県都市教育長協議会第1回役員会・定期総会が千葉市であり、出席をいたします。この総会で、都市教育長協議会の会長が私から他の地区の教育長さんに異動する形になります。

19日火曜日、令和4年度印教連定期総会が成田市で開催される予定でございます。

20日水曜日、令和4年第4回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

各 委 員  
教 育 長

なし

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いをいたします。

職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

議事日程の順序に変更がありますので、日程第4 議案第1号については日程第17の後に行います。よろしく申し上げます。

(議案第2号)

職務代理人	<p>日程第5 議案第2号 印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。</p>
教育総務課課長補佐	<p>提案理由の説明を求めます。 教育総務課課長補佐。</p> <p>議案第2号 印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について。</p> <p>印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように制定する。</p> <p>令和4年3月22日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木 弘。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。審議資料をご覧ください。</p> <p>1の改正の要旨でございますが、施行期日に関する規定を改めるものでございます。</p> <p>2の改正の理由でございますが、施行期日の規定について見直すものでございます。通常、規則には施行期日を定めていることから、特別な定めがあるものを除くという表現を改めるものでございます。</p> <p>3の施行期日でございますが、公布の日といたします。</p> <p>改正箇所につきましては、4の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
職務代理人 各委員 職務代理人	<p>これから質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第2号について採決します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理人	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第3号) 職務代理人	<p>日程第6 議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。</p>
教育総務課課長補佐	<p>提案理由の説明を求めます。 教育総務課課長補佐。</p> <p>議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。</p> <p>印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。</p> <p>令和4年3月22日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木 弘。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p>

議案第3号審議資料をご覧ください。

まず、1の改正の要旨でございます。別表中、印西市教育委員会印の項を削るものでございます。

2の改正の理由ですが、公印省略の範囲の見直しに伴い、契印の位置づけを改めるものでございます。具体的には、公印として定めないと改めるものでございます。

施行期日でございますが、令和4年4月1日とするものでございます。

改正箇所につきましては、4の新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

(議案第4号)  
職務代理者

日程第7 議案第4号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

議案第4号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明させていただきます。

議案第4号審議資料をご覧ください。

まず、1の改正の要旨でございますが、公印の押印に関する規定を改めるものでございます。

2の改正の理由でございますが、公印省略の範囲を見直すものでございます。具体的には、これまで押印を省略できる文書を規定しておりましたが、今後は押印しなければならない文書を規定することとするものでございます。

3の施行期日ですが、令和4年4月1日。

改正の箇所につきましては、4の新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
なし  
質疑なしと認めます。  
議案第4号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)  
職務代理者

日程第8 議案第5号 印西市立学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。  
学務課長。

学務課長

議案第5号 印西市立学校事務職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市立学校事務職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定を次のように定める。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

議案第5号審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨としましては、事務職員が分掌する標準的な職務内容を見直すものでございます。

改正の理由は、千葉県教育委員会教育長より事務職員の標準的な職務の明確化を図るよう通知があったことを受け、改正するものでございます。

なお、改正点につきましては新旧対照表のとおりです。別表（第2条）をご覧ください。

学校事務職員の具体的な職務内容を新旧で記載しております。学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするために、事務職員の標準的な職務の内容やその例をより明確にすることを通じて、事務職員がその専門性を生かして学校事務に責任を持って職務を遂行し、より主体的に、積極的に学校運営に参画するために改正するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

説明いただいた別表の第2条の要旨なんですけれども、職務内容の上から6行目と11行目にあります学校事務の共同実施とはどういったもの



職務代理者  
 学務課長

なのかが説明いただきたいんですが。  
 学務課長。  
 共同実施は、例えば近隣の小・中学校の事務職員が一堂に会して事務に関わる職務について研修を行い、情報交換や共通的な研修を行うことで、各学校での事務の充実を図るように進めております。  
 市内でも幾つかグループに分かれて、共同実施という形で事務の研修を進めているところでございます。

職務代理者  
 栃尾委員

栃尾委員。  
 具体的に期待される効果をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

職務代理者  
 学務課長

学務課長。  
 例えば、事務職員にも経験がいろいろとございまして、ベテランの方から新規採用まで、いろいろな経験層の方がおられます。そういった意味でも若い事務職員が共同実施の中で事務に関わる業務をいろいろと勉強して、経験を高めていくということで、非常に効果があると思います。

栃尾委員  
 職務代理者  
 各委員  
 職務代理者  
 教育部長

分かりました。  
 他に質疑はありませんか。  
 なし  
 教育部長。  
 一部確認をさせていただきたいところがございまして、議案の表題が印西市立学校事務職員の服務に関する規程となっております。議案審議資料は、事務職員の職務に関する規程になっていまして、表題が少し違いますので、議案の表題を職務に訂正させていただきます。

教 育 長  
 職務代理者

議案のほうを職務にします。  
 よろしいですか。  
 それでは、これで質疑を終わります。  
 議案第5号について採決をします。  
 お諮りいたします。  
 議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
 職務代理者

異議なし  
 異議なしと認めます。  
 したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)  
 職務代理者

日程第9 議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 指導課長。

指 導 課 長

議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医を別紙のとおり委嘱する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、ご説明いたします。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の学校医の任期満了に伴いまして、29名の医師を学校医として、次のページの別表のとおり委嘱するものでございます。児童・生徒数の増加により、木刈中の学校医が1名増となっております。

任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

次のページをご覧ください。

眼科医は2名でございます。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

では、次のページをご覧ください。

耳鼻咽喉科医は3名でございます。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

議案第7号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医を別紙のとおり委嘱する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、ご説明いたします。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の管理校医の任期満了に伴いまし

職務代理者  
各委員  
職務代理者

各委員  
職務代理者

(議案第7号)  
職務代理者

指導課長

て、22名の医師を管理校医として、次のページの別表のとおり委嘱する  
ものでございます。

任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第7号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)  
職務代理者

日程第11 議案第8号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯  
科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第8号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱  
について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医を別紙のとおり委嘱  
する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、ご説明いたします。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の学校歯科医の任期満了に伴いま  
して、19名の歯科医師を学校歯科医として、次のページの別表のとおり  
委嘱するものでございます。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間ございま  
す。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第8号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

(議案第9号)

職務代理者

日程第12 議案第9号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長

議案第9号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師を別紙のとおり委嘱する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、ご説明いたします。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の学校薬剤師の任期満了に伴いまして、14名の薬剤師を学校薬剤師として、次のページの別表のとおり委嘱するものでございます。

任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第9号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(議案第10号)

職務代理者

日程第13 議案第10号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第10号 印西市史編さん委員会委員の委嘱について。

印西市史編さん委員会委員を印西市史編さん委員会設置条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、市史編さん委員会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する委員は、中澤恵子さん、鏑木行廣さん、木村修さん、榎美香さん、大友一雄さん、岩井一民さん、伊藤哲之さん、高花宏行さん

の8名の方です。各委員の専門分野につきましては、備考欄のとおりです。

岩井一民さん、伊藤哲之さん、高花宏行さんが新規の委嘱で、そのほかの5名の方は継続でございます。

岩井さんにつきましては、教職員を退職された後、社会教育指導員として印西市民アカデミーをご担当され、市内の郷土史に詳しく、伊藤さんは長年、木下まち育て塾の会長として活躍されており、高花さんは考古学がご専門で、印西市史などの編さんに関わった経験がある方でございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第10号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理人

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(議案第11号)  
職務代理人

日程第14 議案第11号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第11号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について。

印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員を印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例第9条及び印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、内藤幸一さん、早川博史さん、進藤泰浩さん、小林裕美さんの4名の方でございます。小林裕美さんが新規に委嘱する方で、そのほかの3名の方は継続でございます。小林さんは千葉県立中央

博物館に勤務され、主に民俗学がご専門の方でございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第11号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(議案第12号)

職務代理者

日程第15 議案第12号 令和4年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第12号 令和4年度印西市の教育施策について。

令和4年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明させていただきます。

令和4年度印西市の教育施策につきまして、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、改めて議案として委員の皆様にご審議いただくものでございます。

表紙をめくっていただきますと、はじめにでございます。

印西市では、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまちいんざいで」と定め、印西市基本構想の実現に向けて各種施策を進めております。

教育委員会では、令和3年度に新たに策定いたしました第2期教育振興基本計画において、引き続き将来都市像の実現に向けた政策の1つでございます「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります《子育て・教育・文化》」の推進を図ってまいります。

1ページには、印西市基本構想、教育大綱、教育振興基本計画及び教育施策との関係について示させていただいております。

5ページをお願いいたします。

印西の教育施策の体系を具体的に示してございます。

教育施策の体系につきましては、本年1月の第1回教育委員会定例会において決定いただきました令和4年度から令和7年度を計画期間とした第

2期印西市教育振興基本計画に基づき、教育の基本理念といたしました「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」の実現に向け、基本的な3つの方針を掲げてございます。そして、3つの方針の実現に向け、各分野の4つの基本目標を柱に各施策を展開していくものでございます。

6ページから15ページにかけては、令和4年度の各分野別の事業内容を掲載してございます。第2期印西市教育振興基本計画の基本理念の実現に向けた事業を展開しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木委員。

鈴木委員

7ページなのですが、まず私のほうから1つの期待といいますか、意見と、1つ質問させていただきます。

まず7ページの10国際理解教育の推進ですが、英語を中心とした言語学習にのみ特化せず、多くの国々の文化についても学べるように工夫をしていただきたいなと思っています。

また、印西市の中にも、地域の中に多くの外国人の方々、または外国籍の児童・生徒さん、大変多くいらっしゃいます。そうした外国籍の方々を通じて、その国の言語とか習慣とか、食べ物とか、そういったことを知ることができるような機会を学校の教育の場でぜひ提供して、今後の学びに結びつけていただけるといいなと思っています。

理想的なのは、そういった外国人のお友達のご家族、お友達が身近にいるお友達やお友達のご家族の先生役になる。そして、その子や親御さんを通じて外国を学ぶことができるという、印西市ならではの取組をぜひ、していただきたいなと思っています。

国際理解というのは、実は言語だけ学ぶ、文化だけ学ぶということではなくて、もっと広い意味では平和を学習することでもあると思うんですね。今、隣同士の国なのに、ロシアからウクライナへの軍事侵攻が起こっています。日本も、もしかしたらお隣の韓国や中国とそういう仲が悪くなるような状態になってしまうかもしれない。

でも、そうしたときに、やはり身近にいるお友達の国や家族ということを考えてときに、やっぱり戦争は駄目なんだ、平和がいいんだということをお友達のきっかけの入り口として言語学習であったり、文化、習慣、そういったものを学ぶ機会をぜひ学校の教育の場で取り組んでいただけたらいいのではないかと思います。それが一番の真のグローバル人材を教育していく一番最初の基礎の部分になるのではないかなと思っています。それを、私は一番期待しています。

職務代理者

指導課長。

指導課長

ご意見ありがとうございます。

委員がおっしゃるように、国際理解教育というのはすごく大事なことでと考えています。以前は国際理解教育として取り組んでいた部分はあったんですが、外国語の学習が始まり教科としての外国語は、印西では英語を選んで学習しております。ですので、国際理解教育を扱う時間が少なくなっているのは事実だと思います。

ただ、委員がおっしゃるように、インターネットを活用した外国との交流も可能でしょうし、総合的な学習も含めて、社会科等他教科との関わりの中で実践できるように働きかけはしていきたいと思っているところです。

鈴木委員  
職務代理者  
鈴木委員

ありがとうございます。期待しています。

続けて鈴木委員どうぞ。

小規模特認校制度の導入がもう決定しているはずなんですけど、それに関する取組について、小規模特認校制度という文言が今回のこの施策の中には見受けられませんでした。中に内包されているのかなとは思いますが、それに関連した取組は今回の教育施策のどこの部分に該当するのかということ、複数の施策の中に含まれるのであれば、それぞれのどこでどんなふうに関連づけて進めていかれるのかということをお教えいただきたいと思っています。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

お答えいたします。

小規模特認校制度は、市議会での請願の採択を受けまして、学校適正配置審議会で検討した結果、小規模特認校制度を導入する方向で進めております。ただし、令和4年度は試行実施といたしまして、制度の導入は決定しておりません。導入は保護者のご意見を聞いて、賛同が得られたら、令和5年度から実施ということになっております。

小規模特認校制度につきましては、この施策の中では10ページにあります2の学校の適正規模・適正配置の推進、こちらに該当するものと考えております。複数にまたがっているということではないこととなります。

以上です。

職務代理者  
鈴木委員

鈴木委員。

今のことにちょっと意見なんですけれども、せっかく住民の声を吸い上げた形で市議会でも採択されました。それを受けての教育委員会での推進ということになっていくと思いますので、今回、令和4年度から実施するものではないのですが、令和5年に向けた取組ということで、採用される学校だけではなく、広くこういう制度を市では進める方向にあるということをお多くの保護者の方々にご理解いただけるような、取組をぜひしていただきたいなと思っています。よろしくお願いたします。

職務代理者

学務課長。



学務課長 令和4年度は試行実施ということですが、導入に向けてこれから市民の方にもこの制度をよく知ってもらえるように努めてまいりたいと思っております。

職務代理者 ほかには質疑はありませんか。

寺田委員 寺田委員。

寺田委員 10ページですけれども、2の学校適正規模・適正配置の推進と3の情報化社会に対応した教育の推進に関連して一言申し上げます。

I C T関連環境整備の充実においては、市長さんをはじめ、皆様方のご協力により大型テレビジョンの導入が着実に進んでおります。国の提唱によるG I G Aスクールも定着してまいりました。特に、市内の原山小学校松本校長をはじめとして、すばらしい指導力を発揮されていると思います。

そこで、学校適正規模の問題に関して、少人数規模の学校のお子様を持つ父母の皆様や議員の皆様にも一度原山小学校を見学していただきたいと思っております。なぜなら、何組のグループにも分かれた子どもたちが互いに教え合い、相談して自主的に楽しい授業を行っているところを見学していただきたいのです。そうしたことを踏まえて、統合問題を考えていただけたらと思っております。学務課長、ご意見をお願いします。

職務代理者 学務課長。

学務課長 提言ありがとうございます。

G I G Aスクール構想につきましては、その実現に向けまして、I C Tを活用した授業の取組については、学校適正規模・適正配置に関係なく、どの学校でも推進してまいりたいと考えております。

また、保護者の参観という点では、現在の新型コロナウイルスの感染の状況から見て難しいところですが、感染が収まりましたら、保護者の方にも見ていただけるとは思います。ただ、他校の保護者の方が参観となりますと、防犯上の理由から非常に難しいかなとは考えます。

以上です。

職務代理者 寺田委員。

寺田委員 その場合、教室の内容をオンラインか何かで他校の父兄に見せてあげるということはできないものでしょうか。

職務代理者 学務課長。

学務課長 実際には、例えば広くオンライン等で見るとなるとお子さんの個人情報に関係もあって、非常にその辺が難しいかと考えます。ただ、ホームページ等ではI C Tを活用した授業といった活動について積極的に発信しておりますので、ご覧になって、まずいただければと思います。

以上です。

職務代理者 寺田委員。

寺田委員 船穂小学校の問題が以前ありましたけれども、その後どういうふうな傾向になって、生徒が増えるかということになります。最終的には、た

くさんの陳情書や署名運動があつて、政治判断で、議会で統合させられないということになったとは思いますが。私は親として現在お子さんを抱えている人がこの教室の具合を見たら、もっといい教育ができないかとの判断になるかと思ひます。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

現在、船穂小学校も小規模特認校制度を試行的に実施していくという状況ですけれども、やはり小規模を生かした教育というものを学校でも工夫していただく中で、小規模特認校を希望する方たちにもアピールできればいいと考えます。

以上です。

職務代理者  
寺田委員  
職務代理者

寺田委員。

いろいろ難問があると思ひますけれども、よろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

では私のほうから1点質問をいたします。

8ページ、子どもたちの豊かな心を育むということで、4番の体験活動の充実、奉仕等体験活動の実施、自然科学体験学習の実施、みどりの少年団活動の推進、親子体験学習の実施につきまして、どういう趣旨を持たれて活動するのか、また、その活動内容について教えていただければと思ひます。

指導課長。

指導課長

では、ご説明いたします。

まず、奉仕等体験活動の実施につきましては、これは直接教育委員会主催の事業というものはありませんが、各学校ごとに教育活動の中でそれぞれの狙いを持って実施しております。例えば、具体的にやっているものとしては、これはバリアフリーにも通じますけれども、車椅子等の福祉体験、それから、職業体験にも関わってくるのですが特に中学校の家庭科等で行われている幼稚園等での実習。あとは広く捉えると奉仕という意味で、特に小学校中心だと思ひますが、親子で一緒に除草作業等、そういったものが学校で行われているものと捉えています。

続いて、自然科学体験学習の実施ですが、これは教育センターが主催です。これは実際に自然に触れるということで、休日を利用して里山観察会、星空観望会といったものが当てはまります。

続いて、みどりの少年団活動の推進です。これにつきましては緑化運動に関わりますが、千葉県みどりの少年団育成協議会からの助成によって緑化運動の推進が行われています。これは各学校で、補助金をいただいて、植物や作物の苗、土等、肥料等を購入する等での活用が当てはまります。

それから、親子体験学習の実施です。これは、教育センターが主催で、狙いとしては文字どおり親子での触れ合いで、現在行われているものとしましては、わら細工体験教室が行われております。また、里山観

察会、星空観望会も、特に小学生に関しましては親子同伴で申込みをしていただいていますので、間接的には親子で触れ合っていると思います。親子での共同作業ということでは、やはり先ほど最初にご説明したわら細工体験教室が当てはまると思います。

以上です。

職務代理者

ありがとうございます。

いろいろ親御さんを通して、自然体験が非常に貴重な時代になってきていると思いますので、多く広げていただきたいと願っております。

今、非常に高速通信を含めて携帯電話、パソコン、それから自動車であつたり電器関連、家電製品、飛行機もみんな一緒なんですけど、電磁波の問題が、これから5Gということになると大きく影響される部分があります。自然の中へ入りますと、アーシングといひまして、余計な体にたまった電磁波、そういうものが抜ける兆候がありますので、土を触ったりですとか、はだしになるとというのが一番いいんですが、そういう体験を小さい頃、特にさせてあげることや慣れさせることが非常に大事だと思っています。

運動場で運動することもしかりです。そういうこともありますので、あくまでも外の情報という時間が今、子どもたち大分少なくなっています。ぜひとも、あえてそういうことも含めて、活動の中に組み入れていただけるとよろしいのかなと思っています。どうぞよろしく願います。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第12号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(議案第13号)

職務代理者

日程第16 議案第13号 印西市子ども読書活動推進計画（第四次）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第13号 印西市子ども読書活動推進計画（第四次）について。

印西市子ども読書活動推進計画（第四次）を別紙のとおり定める。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、1月の教育委員会定例会におきましてもご報告

いたしました。印西市子ども読書活動推進計画（第四次）でございます。パブリックコメントの実施や図書館運営協議会での承認を得て、このたび議案として提出いたしました。

3ページをご覧ください。

本計画の理念として「豊かなことばと豊かなこころを育む子どもの読書活動を推進するまち～本によるコミュニケーション活動を通して～」を挙げ、4ページには「たのしもう」、子どもの読書活動を深める機会の提供・充実、「ささえよう」、子どもの読書活動をみんなで支える読書環境の整備・充実、「ひろげよう」、子どもの読書活動に関する情報の普及・啓発を基本方針とし、5ページには計画の体系として基本方針1から基本方針3までそれぞれ施策が明記され、6ページからは子どもの読書活動推進のための施策が23ページまで記載されております。

今後の進行管理につきましては、図書館や庁内の関連部署で構成された印西市子ども読書活動推進庁内連絡会議が行ってまいります。

説明については以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員

栃尾委員。

私がこの計画書を見せていただいた感想を述べさせていただいてもよろしいですか。

この計画書を読ませていただきまして、子どもの読書活動推進のために様々な取組がされていることを一保護者としてありがたく、感謝申し上げます。ありがとうございます。

図書館の購入の際には、児童や生徒たちの意見もしっかり取り入れられていることだったりとか、コロナ感染拡大の影響により中止になった事業も代替事業を考えて、サービスを提供することを諦めない姿勢をこの計画から知ることができました。

また、子どもの読書活動に関する情報の普及・啓発では、リーフレットやポスターによる周知を行うだけではなくて、図書館から子どもたちへ情報を届ける形で、読書活動の大切さや魅力を伝えていらっしゃると思います。このような積極的な周知を行っていることを、私は高く評価したいと思います。

この計画は、豊かな言葉を学び、豊かな心を育むことのできる子どもの読書活動を推進することを目指されています。この計画にはどのような思いが込められているのでしょうかということ、いろいろ見せていただいたんですけども、計画のこの冒頭の大木教育長の「こころを育むために」というメッセージの中にそれが書いてありました。「子どもたちの成長は私たちの未来への希望であり、心豊かに自分らしく生きてほしい」とあります。私もこの言葉に強く共感しました。

先ほどの教育施策にも言えることなんですけれども、子どもたちの幸せを願うこの思いをぜひ事業に関わる職員の皆さんがしっかり共有し

て、皆さんの存在意義をしっかりと認識して事業に取り組んでいただけたらなと思いました。私からのメッセージになってしまったんですけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。

この計画ができましたら、確実に実行できるよう、図書館職員と一緒に実施していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

栃尾委員  
職務代理者

大変期待しておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員

鈴木委員。

質問いたします。

各小学校で、お母様方の読み聞かせのボランティアというのが割と多くあるんですね。その読み聞かせのボランティアと、市のほうで何か連携をしているという、今までにそういう取組というのはあるのでしょうか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

教育委員会が直接そのお母様方とというのはやってはいないです。もちろん学校で、特に教頭先生、それから図書担当は当然関わっているとは思いますが、具体的などころの把握等はしてはいないです。

職務代理者  
鈴木委員

鈴木委員。

恐らくそうかなと思い質問させていただいたんですが、この計画の5ページの基本方針の2の「ささえよう」の(5)番目に関連施設・読書ボランティアなどの連携・協力というのがありますが、これはささの会のような素話の会の皆さん等の市民活動をされている方との連携だけではなくて、学校単位で必ずボランティアをされているお母様方がいるんですね。それを教育委員会が指導というのは少し難しいかもしれませんが、各学校の例えば校長先生や教頭先生を通じて、横のつながりを持つような機会をぜひ設けていただくような流れになると、さらに読書に対しての子どもたちの意識が高まるかなという気がしました。

これは、私が実は小学校の読み聞かせボランティアを10年ぐらいやっています、その学校でのお母様方との交流はあるんですが、例えば、別の学校の読み聞かせをやっているのよ、私も読み聞かせボランティアをやっているのよ、私ももう何年やっているのよという声は聞くんですが、横のつながりが全くないんですね。そうしたときに、お母様方のスキル向上とまでは言わないですけども、情報交換や意見交換といった交流を持つことによって、またさらに先生や素話会のような割とプロフェッショナルな方々ということではなくて、お母様方から聞かせてもらう読み聞かせというのが子どもたちには一番いい影響があると私は思っているんですね。

本当に私もボランティアをやっているときに、低学年の子どもなんか

は膝の上に乗ってくるような勢いで聞きます。これがまさに親子の触れ合いで、膝の中に子どもを抱えながら読み聞かせをするという、その機会をぜひ多くのお母様方に体験してもらいたいと思うんですね。何かしら読み聞かせのボランティアが各学校にあるはずですので、それを1年に1回でも、半年に1回でもいいので、サミットのなものができるようになると、さらに向上していくのではないかなと思います。

少し私の発想で勝手なことを申しましたけれども、今のこのコロナ禍で集めるというのが難しいのも承知しています。Zoomとかそういったリモートでも構わないと思うんですが、横のつながりを持てるような機会があるといいかなと思いました。期待や要望だけで申し訳ないですけども、今後の参考までにお聞きいただければと思います。

教育部長  
職務代理者  
教育部長

提案としてお聞きします。

教育部長。

計画書の部分で、今ご提案がございましたボランティアさんとの連携等については、20ページに書いてあります図書館や読書ボランティア等の関係機関、施設の連携について努めていきたいと考えております。今後、図書館の職員等が構築していくものとして計画させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員  
職務代理者  
各委員  
職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

はい。

これで質疑を終わります。

議案第13号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(その他)  
職務代理者

日程第17 その他について、何かありますか。

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

それでは、その他、教育総務課から2点ございます。

まず1点目でございますが、議会報告ということで、令和4年第1回印西市議会定例会一般質問の答弁要旨をまとめまして、お手元のほうにお配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に2点目でございますが、市公式ツイッターを活用した教育委員会の情報発信に関する要領について説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和3年第12回定例会で市の公式ツイッターを利用した教育委員会の活動等を発信することにつきまして、令和4年4月より発信を開始できるよう準備を進めていきたいとお伝えしております。

た。その後の報告をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の市公式ツイッターを活用した教育委員会の情報発信に関する要領のほうをご覧ください。

こちらは令和4年2月25日に要領を制定し、3月1日より施行しております。これは、市で定めるツイッターの利用ルールを守った上で、教育委員会でツイッターにより情報発信をする際のルールを決めたものでございます。3月中は市のツイッターを管理している部署と教育総務課の調整、発信方法の確認、教育委員会内での周知など準備期間として、令和4年4月より情報発信ができるめどが立ちましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

なお、発信開始後は定期的に発信件数、それから内容、閲覧者の反応など、その効果を検証しながら活用していきたいと考えております。

説明は以上です。

職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

よろしいですか。

栃尾委員。

栃尾委員

今まで準備をしていただいたということで、忙しい中ありがとうございます。

どのような形で発信されていくか、私も楽しみなんですけれども、情報発信については様々な視点を持つことが大事だと私は思っています。その中の1つの視点の考え方として私が思っているのは、市民の情報発信は、教育委員会から市民へのラブレターだという視点を持っていただきたいなと思っているので、そういった視点を1つ持って発信に努めてくださるといいなと思っております。よろしく願いいたします。

職務代理者

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

貴重なご意見ありがとうございます。

情報発信する際には視点をいろいろと持ちまして、充実した発信になるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

栃尾委員

よろしく願いいたします。

職務代理者

ほかに質疑はよろしいですか。

ほかに、その他何かありますか。

学務課長。

学務課長

それでは、学務課から2点お願いいたします。

まず1つ目なんですけど、令和4年度入学式・入園式の日程につきまして、資料の予定表のとおりとなります。現在の新型コロナウイルスの感染状況から、入学式・入園式につきましてはご来賓、教育委員会の参加はなしで、感染予防対策を十分取った上で実施するということになりましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

よろしいですか。

では、引き続きもう一つは印西市就学援助支給事務取扱要領の一部改正についてでございます。

資料をご覧ください。

令和4年2月15日付印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定に伴いまして、印西市就学援助支給事務取扱要領の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、組織の改編により、学校給食センターを学校給食課に改めるものでございます。

この要領は、令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

この点につきまして、質疑はありませんか。

なし

ほかにその他、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは、令和4年度無形民俗文化財公開事業についてと、市指定無形民俗文化財八幡神社獅子舞公開の事業中止についての2点ご説明いたします。

お手元の令和4年度無形民俗文化財公開予定表をご覧ください。

八幡神社の獅子舞は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止でございます。

その他の予定でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では中止となる場合もございますので、その都度お知らせいたします。

説明は以上でございます。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

この点につきまして、質疑はありませんか。

なし

ほかにその他、よろしいでしょうか。

それでは、これでその他を終わります。

進行を一度、教育長にお戻しします。よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、その他ということで何かございますか。

事務局から次回の教育委員会の開催日について連絡がありますので、よろしくお願ひいたします。

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

第4回印西市教育委員会定例会は、4月20日水曜日の14時から、こちら41会議室で行う予定でございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

教育長  
(会議の非公開)

ありがとうございました。

教育長

それでは、これより非公開とした議題の審議を開始いたします。  
大野教育長職務代理人、議事進行をお願いいたします。



(議案第1号)

職務代理者

それでは、始めます。

日程第4 議案第1号 令和3年度末教職員人事の内申についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

それでは、議案第1号 令和3年度末教職員人事の内申について。

令和3年度末教職員人事を印西市教育委員会行政組織規則第7条第10号の規定により、別紙のとおり内申する。

令和4年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

人事異動の概要につきまして、まず教育長からお願いしたいと思いません。

職務代理者

教育長。

教育長

それでは、令和3年度末小・中学校教職員人事異動の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度末市内小・中学校教職員の人事異動の内申につきましてご説明いたします。

教職員の人事異動につきましては、県及び市の人事異動方針に基づきまして、同一校及び同一市町永年勤続者の配置換えを行ったところがございます。また、広域交流、行政及び県立学校との交流を進めてまいりました。

それでは、お手元の資料に基づきまして概要について申し上げますが、まず表紙のところに概要がございます。一番上から、退職者は31名でございます。校長4名、教頭1名、教員が26名ということでございます。また、その下の新規採用者につきましては、合計23名ということでございます。退職者が31名、新規採用者が23名ということです。

また、その下、市内異動者については86名、行政も含め市内への転入者は68名です。市外への転出者は47名、県教委や市教委など、行政への異動者は7名。大変今年度も大きな異動となっております。

なお、管理職への昇任者は、校長が6名、教頭が9名、主幹教諭の昇任者が2名ということでございます。27校の小・中学校で校長6名、教頭9名が昇任者ということでございまして、昇任者ということは新人ですね。

また、再任用については、60歳で定年退職をした職員については、65歳まで県教委のほうで再任用する形で学校に配置されますが、フルタイムの勤務が36名、ハーフタイムの勤務が8名でございます。

学校ごとの詳細等については、2ページ以降にございます。ご覧いただければと思います。

最後に、委員の皆様をお願いをいたしますが、各学校では現在、本人

への内示を行った段階でございます。本人以外は異動先は知りません。そのほかに、自分の勤務している学校で異動者がいるはずなんですが、どの先生がどこに行くかということは全く分かりません。まだマル秘の状態です。これは3月28日月曜日に辞令交付の日があるんですが、そのときまで外部に漏れることがないようにお願いをいたします。

必要のない方は、見ていただいたら、その一覧表は事務局にお返しいただければと思います。うちへ帰ってゆっくり見たいという人はお持ち帰りいただいていいんですが、管理には十分ご注意ください。外に漏れると、人事異動が止まってしまう場合がございます。

なお、新聞発表の日にちについては、例年県のほうから連絡は来ません。辞令交付の28日までには新聞で発表になると思います。28日が月曜日ですので、月曜日の朝か土曜日か日曜日というところで発表になるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上です。よろしくお願ひいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

校長先生になられて、退職されて、再任用された元校長先生たちはどのようなお仕事に就かれるのかを教えてくださいませんか。

職務代理者

教育長。

教育長

校長先生の退職された方が再任用される場合に、一番多いのが新たに教員になった新規採用教員の指導教員という形になります。指導教員をやらない方は、身分は教諭になります。校長ではなく教諭ですので、授業をやります。場合によっては、学級担任も行います。

栃尾委員

そうなんですか。

教育長

はい。実際に学級担任をやっている元校長先生もおられます。

栃尾委員

そうなんですか。

教育長

そういうことでございます。

栃尾委員

分かりました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願ひいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、最後にその他何かございますでしょうか。

各 委 員  
(閉議の宣告)

なし

教 育 長

それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和4年第3回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(15時25分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月22日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	鈴 木	裕 枝